

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標

令和4年3月

【共通】

項目	採用時の姿	第1期（形成期）		第2期（成長期）		第3期（発展・充実期）		第4期（貢献・深化期）	
		授業力・児童生徒理解の向上		教職・教科専門性の向上		校務分掌等の企画調整及び若手教員への指導・助言		学校運営及び若手・中堅教員への指導・助言	
① 教職を担うに当たり必要となる素養	【社会人として】 ・人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーをもって行動することができる。 ・人権に関する知的理解があり、人権感覚をもって行動することができる。 ・常にコンプライアンスを意識して行動することができる。 ・コミュニケーション力を生かし対人関係を構築することができる。 ・ストレスと身体の健康を適切に自己管理することができる。 ・多様な文化の生活・習慣・価値観を尊重することができる。	【教員として】 ・子供が好きで、子供とともに考え、子供の気持ちを理解することができる。 ・自己の現状と課題を知り、他の教員の指導や意見に耳を傾け、学び続けることができる。 ・保護者や地域の声に耳を傾け、誠実に対応することができる。 ・学校教育に関する法令等と学校の役割を理解することができる。							
		・学習指導要領の主な目標を理解し、指導に生かすことができる。	・学校の実態を踏まえて学習指導要領に示されている各教科等や担当学年において、目指す資質・能力、指導内容、指導方法を理解し、特に教科等に関する専門的知識を有し、指導に生かすことができる。	・学習指導要領に示されている内容の系統性（学年間、教科間、校種間）を理解し、授業づくりのための具体的な手立てを講じることができる。	・国や県の動向、学校や地域の実態を理解し、授業を工夫改善するための具体的な手立てや手法をもつことができる。				
② 授業力	・授業を成立させるための要件（学習課題、板書、発問等）を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 ・教科等に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。	・「導入・展開・終末」の各段階で効果的な活動等を考え、本時の目標を達成するための授業を行うことができる。 ・一人一人の学習状況を把握しながら、指導することができる。	・各単元（題材）や各時間のつながりから授業を考え、単元（題材）の指導計画を作成し、単元（題材）の目標を達成するための授業を行うことができる。	・教員一人一人の実態を把握し、授業に関する指導・助言をするとともに、若手・中堅教員のやる気を引き出すことができる。					
	・学習課題の設定や探究的なプロセスの重要性を理解し、指導に生かすことができる。 ・主体的・対話的で深い学びの重要性を理解し、授業を実践することができる。	・教育課程における各領域の役割を理解し、指導することができる。 ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出す指導をすることができる。	・教育課程における各領域の目標に照らして、目指す資質・能力の実現状況を適切に把握し、指導を改善することができる。 ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善に努めることができる。	・地域の特徴を生かし、カリキュラム・マネジメントを取り入れた教育課程の編成及び年間指導計画を作成し、推進することができる。 ・授業改善に向けた組織体制を構築することができる。					
③ 児童生徒を理解し、指導する力	・ICTの活用方法を理解し、教育活動に生かすことができる。	・学習に対する興味・関心を促すためにICTを活用した授業を実践することができる。	・ICTを活用した児童生徒の資質・能力を伸ばす効果的な授業を実践することができる。	・教育の情報化に関する最新の知識・技術を理解した上で、ICTを活用した教科指導を推進し、指導・助言をすることができる。					
	・道徳教育の目標や、道徳教育は、「特別の教科 道徳」・「道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを理解することができる。	・児童生徒の実態を把握し、教材提示や、発問を工夫するなどして、「特別の教科 道徳」・「道徳」の授業を実践することができる。	・児童生徒の実態に即した多様な教材の開発や活用に努め、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた「特別の教科 道徳」・「道徳」の授業を展開することができる。	・学習指導過程や指導方法を工夫し、校内で「特別の教科 道徳」・「道徳」の提案授業を行うことができる。 ・若手・中堅教員に対し、「特別の教科 道徳」・「道徳」の授業における多様な指導法を指導・助言することができる。					
④ 特別な配慮を必要とする児童生徒を理解し、支援する力	・子供の心身の発達に関する知識があり、子供の理解に生かすことができる。	・児童生徒一人一人の特性や心身の状況、生活環境など、多面的に把握することができる。	・様々なアセスメントの方法を知り、個や集団の実態を把握することができる。	・多面的・多角的にアセスメントし、個と集団の実態に応じた適切な対応を取ることができる。	・的確なアセスメントに基づいた対応をコーディネートしたり、指導・助言したりすることができる。				
	・教育相談の意義、基本的な理論や技法を理解することができる。 ・公平かつ受容的・共感的な態度で子供と関わるることができる。	・児童生徒への声かけを心がけ、信頼関係を築くことができる。	・カウンセリングマインドを身に付け、望ましい人間関係づくりの工夫、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことができる。	・カウンセリング技法を身に付け、児童生徒や保護者一人一人に寄り添った対応ができ、必要に応じて外部人材を活用することができる。	・児童生徒の不安や悩みを解消するための保護者との連携の在り方について、指導・助言をすることができる。				
⑤ 学年・学級を経営する力	・法で示すいじめの定義及びいじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる、ということを理解することができる。	・いじめ等問題行動の未然防止に努め、早期に気づき、管理職等に報告・相談をすることができる。	・いじめ等問題行動の対処の仕方を身に付けることができる。	・いじめ等問題行動の未然防止や解決に向け、積極的に関わることができる。	・生徒指導に関する幅広い知識をもち、チーム対応の過程や結果を検証し、指導・助言をすることができる。				
	・学校における生徒指導上の課題を理解することができる。	・子供への対応で不安に思っていることを周囲に相談することができる。 ・生徒指導において、チームの一員として、自分の役割を遂行し、教員間の連携方法を身に付けることができる。	・児童生徒に対して、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能が身に付くよう、一人一人の進路実現に向けた適切な指導を行うことができる。	・生徒指導において、外部人材を活用するなど協力体制を整えて指導したり、教員の役割連携を調整したりすることができる。	・キャリア教育の全体計画・指導計画を作成し、計画に沿った教育活動を指導・助言することができる。				
⑥ 学校運営に関する力	・全ての学校・学級に特別な配慮を必要とする子供が在籍している可能性があることを理解し、支援に関する基礎的な知識を身に付け、指導に生かすことができる。	・一人一人の特性や状態、困難さ等を把握し、個に応じた指導や必要な支援をすることができる。	・一人一人の特性や状態、困難さの背景等を理解し、状況に応じて指導内容や方法、支援の仕方を工夫することができる。 ・合理的配慮の観点から、誰もが安心して学べる授業づくりや環境づくりを行うことができる。	・特別な配慮を必要とする児童生徒の具体的な指導・支援方法について、指導・助言をすることができる。 ・合理的配慮の観点から、教育環境の改善に向けて指導・助言をすることができる。	・個別的教育支援計画や個別の指導計画の活用方法、保護者や関係機関との連携についてコーディネートすることができる。				
	・学級経営の意義を理解し、学級を意図的・計画的に指導することができる。	・学校及び学年の目標を達成するための学級経営を行うことができる。 ・集団の状況を把握し、よりよい集団づくりを目指した指導をすることができる。	・学級や集団の状況及び課題を把握した上で、児童生徒を援助し、学級経営等に生かすことができる。	・保護者との信頼関係を基に協力体制を構築し、円滑な学年経営を行うことができる。 ・望ましい人間関係づくり等、学級経営について、指導・助言をすることができる。	・個々の教員の特性を把握した上で、人材を育成するとともに、組織目標の実現に向けた体制を構築することができる。				
⑦ 安全管理に関する基礎知識をもち、子供の安心・安全を常に意識し、対応することができる。	・学校組織の特徴や協働する意義を理解することができる。 ・大学等におけるサークルや団体活動等の運営に主体的に関わることができる。	・組織の一員としての自分の役割を考えて職務を遂行することができる。	・校務分掌において、教員の役割を調整し、協働する体制を構築することができる。 ・教員の特性を把握した上で、教育活動に関する指導や支援をすることができる。	・組織目標に基づき、家庭や地域社会、関係機関と連携するなど、学校内外の教育資源を活用し、学校の全体計画の立案・実行・評価・改善を行うことができる。	・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。 ・情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解し、指導・助言をすることができる。 ・児童生徒の安全の確保のための管理及び非常事態に対応するための危機管理を行うことができる。				
	・安全管理に関する基礎知識をもち、子供の安心・安全を常に意識し、対応することができる。	・安全指導や防災教育等、児童生徒の安全の確保に向けて適切な指導をすることができるとともに、事故発生時において、的確な判断及び迅速な対応を行うことができる。 ・情報モラル、情報セキュリティに関する最新の知識・技術を理解することができる。	・組織目標を把握した上で、各行事等の計画の立案・実行・評価・改善を行うことができる。	・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。	・安全指導や防災教育等の実施を計画し、児童生徒の安全の確保に努め、指導・助言をすることができる。				

注 1 各段階は、第1期（1～5年）、第2期（6～11年）、第3期（12～23年）、第4期（24年～）を想定。
2 主幹教諭及び指導教諭は、第4期（24年～）を適用する。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（特記事項）

【校長】特記事項

令和4年3月

項目	特記事項
①学校経営	・教職員、児童生徒、保護者、地域の方々と連携しながら学校の共有ビジョンを構想し、明示するとともに、実施状況を常に検証し、見直しを図ることができる。 ・教育に関する法令等に基づき、教育の在り方を考え、国・県・市町村の教育施策を理解した上で、学校の共有ビジョン形成に生かすことができる。
②学校管理	・緊急時の安全・救急体制を整備し、学校事故防止のために、実態を把握し、防止のための諸活動が計画的・効果的に行われるよう教職員に指導・助言をすることができる。 ・学校事故等の不測の事態に対して、冷静かつ迅速に判断し、組織的に対応できるように教職員に指導・助言をすることができる。 ・コスト意識をもった予算の執行などにより、どのような人的・物的・財政的・情報的な資源が必要かを考え、それを調達し、効果的・効率的に活用することができる。
③教育計画	・児童生徒を発達成長させるための学校の共有ビジョンの実現のために、児童生徒の実態と学習指導要領に基づき、適切な教育課程を立案し、教職員に指導・助言をすることができる。 ・学校の共有ビジョンを実現するためのカリキュラム、校内研修等の教育計画を構築し、教育活動を効果的に実践することができる。
④人材育成及び服務監督	・全ての教職員の資質能力を高めることが、児童生徒のよりよい成長につながることを自覚し、教職員が高い意欲をもって研鑽に努められるよう、教職員一人一人の実態を把握しながら適切な指導・助言をすることができる。 ・教育実践をお互い交流し合い、協力し、高め合いながら教育活動を進める教職員集団を形成し、円滑な指導体制を確保することができる。 ・法令遵守について高い意識を自らもち、模範を示すとともに、教職員にそれを定着させることができる。 ・教職員の勤務状況の実態に常に気を配り、健康管理に努めるとともに、業務量の軽減を図るよう教育計画や活動を改善することができる。
⑤連携・協力体制の構築	・学校における教育活動は、家庭や地域社会との信頼・協働関係のもとで、より効果的に進めることを理解している。 ・開かれた学校づくりを推進し、様々な方法で、学校のビジョンや教育活動の実態についての情報を発信し、家庭や地域社会からの信頼感と連携・協働の意識を得ることができるよう教職員に指導・助言をすることができる。
⑥職務遂行能力	・学校の最高責任者として、高い使命感と謙実、公正、公平の意識をもつとともに、自らの言動を絶えず省察し、自己研鑽に努めることができる。 ・自らの豊かな教育経験と広い視野に基づき、児童生徒の成長を考え、校長自身の思いを全ての人に説得力をもって伝えることができる。

注) 副校長・教頭及び主幹教諭は、校長の特記事項に準じる。

【養護教諭】特記事項

令和4年3月

項目	採用時の姿	第1期（形成期）	第2期（成長期）	第3期（発展・充実期）	第4期（貢献・深化期）
		養護教諭の基盤づくり	専門性の向上	学校保健におけるリーダー的役割の遂行	学校運営への参画・地域の学校保健推進
①保健管理	・学校保健・安全に関する法令等を正しく理解することができる。 ・保健管理に関する基礎的な知識や技能を理解することができる。	・健康診断や健康観察を通して、児童生徒の心身の実態を把握し、適切な保健管理を実践することができる。	・学校内の教職員や保護者、地域の関係機関と連携し、児童生徒の実態や発達の段階に応じた保健管理を実践することができる。	・健康診断や日常の健康観察を通して、児童生徒の個と集団の実態を総合的に評価し、組織的に対応することができる。 ・保健管理について、若手教員や地域の養護教諭等に指導・助言をすることができる。	・学校における事件・事故・災害等の発生時に備え、学校内外の支援体制を整えることができる。 ・保健管理について、教職員に指導・助言をすることができる。
②保健教育	・学習指導要領の保健・安全に関する内容や養護教諭の専門性を生かした指導について、理解することができる。	・保健教育における養護教諭の役割を理解し、専門性を生かして学級担任等が行う保健教育に参加・協力することができる。	・学級担任等と連携し、児童生徒の実態に基づいた保健教育に計画的に取り組むことができる。 ・様々な方法で家庭へ情報を発信し、保護者の理解や協力のもと保健教育を実践することができる。	・学習指導要領に基づいた各教科等の関連や系統性を理解し、教育活動全体を通じて組織的に保健教育を推進することができる。 ・地域の関係機関等と連携を図り、保健教育への参画を効果的に推進することができる。	・保健教育について全体計画を作成し、計画に沿った教育活動を教職員に指導・助言することができる。
③健康相談	・健康相談の意義や法的根拠、心身の発達段階に応じた健康課題について理解することができる。	・保健室の機能や養護教諭の職務の特質を生かし、いじめや虐待等の早期発見・早期対応に努めることができる。	・健康相談の基本的なプロセスを理解し、学校内の教職員及び地域の関係機関等と連携した健康相談を推進することができる。	・児童生徒の心身の健康課題を総合的に捉え、支援体制の整備に努めるとともに、学校医等や保護者と連携し、適切に対応することができる。	・校内委員会や事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて、教職員に指導・助言をすることができる。
④保健室経営	・保健室の役割と養護教諭の職務について、理解することができる。	・児童生徒の一人一人の特性や心身の状況、生活環境等を多面的に把握し、個に応じた対応をすることができる。	・学校内の教職員や保護者、地域の関係機関等との関わりを深め、連携・協働しながら保健室を運営することができる。	・組織目標や実態に基づき、計画的・組織的に保健室を運営するとともに、自らの実践を適切な指標を用いて評価し、成果と課題を捉えて改善を図ることができる。	・保健・安全の視点を生かして学校運営に参画し、教育活動全体で学校保健を推進することができる。 ・地域の学校保健担当者との連携体制を構築し、地域における学校保健推進のコーディネーター的役割を果たすことができる。

注) 養護教諭については、その専門性を特記事項として示す。

【栄養教諭】特記事項

令和4年3月

項目	採用時の姿	第1期（形成期）	第2期（成長期）	第3期（発展・充実期）	第4期（貢献・深化期）
		栄養教諭の基盤づくり	専門性の向上	学校給食におけるリーダー的役割の遂行	学校運営への参画・地域の学校給食推進
①食に関する指導	・食育の推進における栄養教諭の役割や、各教科等との関連を図りながら食育の目標や内容を理解することができる。	・給食の時間における食に関する指導を年間指導計画に位置付け、教室指導を行い、資料提供等、担任等との連携・協働をすることができる。	・各教科等や献立とのねらいとの関連を明らかにして、学校給食を「生きた教材」として活用し、給食の時間における指導の充実を図ることができる。	・学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を担任等と連携し、献立計画と関連付けながら指導を実践することができる。 ・給食の時間における食に関する指導の結果から、児童生徒の行動がどのように変容したかを観察し、その後の教職員の指導に生かすことができる。	・食に関する指導を包括的に把握し、適切に評価し、改善を図るとともに、教科横断的な視点から、教職員に対し、情報提供や指導・助言をするなど連携を図ることができる。
②栄養管理	・学校給食の栄養管理に関する法令等を正しく理解することができる。 ・栄養管理に関する基礎的な知識や技能を理解することができる。	・学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言をすることができる。 ・食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒が無理なく配られるよう、献立及び調理に配慮することができる。	・食事状況調査や残食調査等により状況把握から課題に応じた栄養管理を行うことができる。 ・各教科等の内容や、地域産物の活用、地域の食文化などを関連付けた献立を作成することができる。	・献立作成のねらいを学校給食調理員に十分に理解させ、調理、配食等に関する適切な指導・助言をすることができる。	・児童生徒の食習慣調査等の結果をもとに栄養管理を評価し、改善を図るとともに、教職員に対し、情報提供や指導・助言をすることができる。 ・市町村の学校給食における栄養管理について指導的役割を果たすことができる。
③衛生管理	・学校給食の衛生管理に関する法令を正しく理解することができる。	・学校給食の衛生管理体制が十分に機能するよう、「学校給食衛生管理基準」に定める衛生管理責任者としての専門的な業務を行うことができる。	・学校給食従事者や給食施設設備などの衛生管理について適切な指導・助言をすることができる。 ・学級担任等が行う衛生管理に係る指導について専門的な立場から指導・助言をすることができる。	・事故発生時の危機管理対応計画の作成など、安全に関する危機意識をもち、課題を明らかにし、その解決に向けた取組を実践することができる。	・教職員や学校薬剤師、関係保健機関等と連携し、学校及び地域における衛生管理の改善・充実を図ることができる。 ・市町村の学校給食における衛生管理について指導的役割を果たすことができる。

注) 栄養教諭については、その専門性を特記事項として示す。